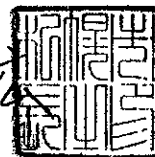


札幌市教育センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月 11 日

札幌市長

秋元克彦



札幌市条例第102号

札幌市教育センター条例の一部を改正する条例

札幌市教育センター条例（平成12年条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表

種別 \ 使用時間	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
技術研修室	3,000円	4,000円	4,000円	10,500円
情報教育研修室	5,200円	7,000円	7,000円	18,200円
家庭科研修室	3,500円	4,700円	4,700円	12,300円
理科研修室	3,200円	4,300円	4,300円	11,200円
語学研修室	2,300円	3,000円	3,000円	7,900円
音楽研修室	3,900円	5,200円	5,200円	13,600円

附 則

- この条例は、令和8年1月1日から施行する。
- 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に申請する使用に係る使用料について適用し、同日前に申請した使用に係る使用料については、なお従前の例による。